

西神戸須磨軟式少年少女野球連盟
KSBL
連盟規約

2018年1月8日

西神戸須磨軟式少年少女野球連盟規約

第一章 名称及び執行部

第1条 【名称】

本連盟は「西神戸須磨軟式少年少女野球連盟」と称し、略称「KSBL」と称する。

第2条 【執行部】

本連盟は執行部を設置する。

第二章 目的及び活動

第3条 【目的】

本連盟は、所属している子供達が、野球を通じて地域に愛され、小学校生活においても中心的役割を担い「ルールを守ることの重要性」「仲間に対する思いやりの大切さ」「多くの交流をすることによる仲間作り」などを学び、生涯にわたってスポーツを楽しむ資質や能力を育み、よき大人になることを目的とする。

第4条 【活動、運営】

本連盟は、前条の目的を達成するために次の活動を行う

- ① 本連盟が主催する少年野球大会の企画・立案
- ② 理事会で承認された年間行事の開催
- ③ 主催・後援・協賛等各種協力団体との連絡交渉
- ④ 加盟チームとの連絡・指導ならびに助成
- ⑤ 正しい少年野球を指導するための指導者講習会
- ⑥ その他、本連盟の目的達成のために必要な事項

第三章 組織

第5条 【組織】

本連盟は、他の連盟、他のリーグに加盟していないチームであって、第3条の規約に賛同し、連盟に登録後、必要経費を前納したチームをもって組織する。

第四章 加盟・参加登録及び資格

第6条 【選手】

選手とは、神戸市内に居住する小学生を基本とし、保護者の承諾を得て、本連盟内のチームに登録されている者とする。但し、特別な理由で市外の選手が登録されている場合も承認するものとする。

第7条 【指導者】

本連盟に登録できる指導者とは、満18才以上でスポーツに関心が深く、青少年の指導・教育に情熱がある者とする。なお、2チームにまたがって登録することは出来ない。(本連盟以外の団体間の2重登録も認めない)

第8条 【加盟登録】

チーム加盟登録は年度初めに更改する。新規加盟チームは年度始めからとする。但し、年度途中からの加盟希望チームについては、理事会で加盟を承認する。

承認されたチームは、連盟の定める大会運営に必要な経費の前納をもって登録完了とする。

また、上記の手続きを完了したチームの代表者に対し、連盟会長名で加盟承認書を連盟事務局より発行する。

第9条 【脱退】

脱退については、あらかじめシーズン前に事務局に届け出る。

第10条 【除名】

- ①本連盟の分担金（大会参加金等）納入の義務を怠ったチーム
- ②本連盟の運営を妨げ又は規約に違反したチーム並びに指導者
- ③少年野球に対し、不名誉並びに不信用を生じたチーム並びに指導者

第11条 【休部】

選手、指導者等の欠員により休部する場合は、連盟に届け出て理事会の承認を必要とする。原則として、休部期間は2年を限度とし、2年を経過すると脱退したものとみなす。

休部期間中は、分担金（大会参加金等）は免除される。但し、当該チームの代表者は理事会・実行委員会・各種行事等には出席しなければならない。

第五章 役員と任務

第12条 【執行部】

本連盟に次の執行部役員を置く。

- ①会長 1名
- ②副会長 2名
- ③事務局長 1名
- ④副事務局長 2名
- ⑤会計長 1名
- ⑥副会計長 1名
- ⑦審判部長 1名
- ⑧副審判部長 4名
- ⑨実行委員長 1名
- ⑩副実行委員長 2名

第13条 【会長・副会長の選出】

会長・副会長は原則として理事会で選出する。又、理事の中から選出するが、特別な理由が有る場合は理事以外から選出することが出来る。

第14条 【事務局長・会計長・会計監査の選出】

事務局長・会計長は、会長・副会長が推薦し理事会で承認を得る。但し、上記の副役員は担当長が選出する。会計監査は理事会から、執行部役員以外の理事より2名選出される。

第15条 【理事の選出】

理事は、加盟チームの代表者とする。理事はチームの監督との兼任は出来ない。但し、特別な理由がある場合は会長及び理事長の承諾を得る。

第16条 【審判部長の選出】

審判部長は、適任者を理事会で推薦し会長の承諾を得る。但し、副審判部長は審判部長が選出する。

第17条 【実行委員長の選出】

実行委員長は、適任者を理事会で推薦し、会長の承諾を得る。但し、副実行委員長は実行委員長が選出する。

第18条 【実行委員・審判部員の選出】

実行委員・審判部員は役員では無いが、加盟チームより登録された者について構成し、会長の承認を得る。各チームは実行委員、審判部員を1名選出し、リーグの運営に当たらなければならない。但し、審判部員については審判部長が認めた者についても審判部の構成員とする。

第 19 条 【執行部役員の仕事】

役員の仕事は次の通りとする。

- ①会長は本連盟を代表し執行部及び連盟を統括する。
- ②副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその代行をする。
- ③事務局長は連盟運営に必要な事務並びに管理・運営の執行に当たる。
- ④副事務局長は事務局長を補佐し、事務局長不在の時はその代行をする。
- ⑤会計長は連盟会計を担当する。
- ⑥副会計長は会計長を補佐し、会計長不在の時はその代行をする。
- ⑦会計監査は執行部以外の理事より選出する。連盟会計を監査し、理事会で報告する。
- ⑧審判部長は連盟の主催大会の規定等の案面を行い、理事会の承認を得て実施する。
- ⑨副審判部長は審判長を補佐し、審判部長不在の時はその代行をする。
- ⑩実行委員長は試合の運営に関する業務を事務局長の指示のもとに円滑に運営できるよう企画し、実施する。
- ⑪副実行委員長は運営委員長を補佐し、実行委員長不在の時はその代行をする。

(注) 会長、副会長、事務局長、会計長、実行委員長、審判部長はチームの監督との兼任は出来ない。

「事務局・実行委員の役割分担の詳細」

事務局 他連盟・役所・後援各社等への各大会の開催案内。トロフィー・レプリカ・賞状の手配。全神戸事務局への参加・連絡窓口。

実行委員 大会日程・試合日程・グラウンド手配。OP 大会のエントリー案内、抽選会。連盟 HP の管理。開会式・閉会式の段取り、進行。各チーム実行委員への指示・連絡。

第 20 条 【顧問・相談役】

本連盟に顧問・相談役を置くことが出来る。理事会の承認を得て会長が委嘱する。

第 21 条 【任期】

役員の仕事は 2 年とする。但し、再選は妨げない。補充により就任するものの任期は前任者の残期間とし、理事会の承認を得ることとする。

第六章 会 議

第 22 条 【理事会】

理事会は本連盟の最高決議機関であって、理事をもって組織する。

理事会は、理事長 1 名、副理事長 2 名を選出する。

理事会は代表理事会を設置し、理事会の運営を代表理事会に委任する事ができる。

代表理事会は、理事長、副理事長、数名の代表理事によって運営される。

代表理事とは、理事より数名選出され、代表理事会を構成する。但し、代表理事会で決定出来ない議題については、理事長が理事会を招集することが出来る。

第 23 条 【執行部】

会長（1名）、副会長（2名）、正副事務局長（3名）、正副会計長（2名）、正副審判部長（5名）、正副実行委員長（3名）で構成する。連盟運営に必要な企画・組織・財務の管理統括を審議し、実際の運営に当たる。全神戸軟式少年野球連盟理事会の理事に任用されている執行部役員、チーム代表者を兼任している執行部役員は、代表理事会及び、理事会の理事も兼任される。但し、執行部役員は理事長を兼任することは出来ない。

第 24 条 【会議の成立】

本連盟が開催する各種会議は、構成員の過半数の出席で成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数の場合は議長が決定する。会議出席できない場合は、委任状をもって議決権を代行することが出来る。これを行わないものは、その決議に対して異議を申し立てることが出来ない。

第 25 条 【会議の招集】

会議の招集は会長もしくは、理事長が行う。

理事会の構成される過半数以上の要請があった場合は必ず開催されなければならない。

その議長は会長又は理事長が当たる。

第 26 条 【資格審査等】

新規登録チームの資格・条件及び登録選手等の審議、連盟加入の最終承認及び参加資格の条件決定は理事会が行う。

（注）「部員の加盟チーム間の移籍（転部）についての取決め」は、この規定に基づき決定されたものである。

第 27 条 【専門委員会】

理事会は、本連盟の事業を遂行するために、必要に応じて各種の専門委員会を設置することが出来る。専門委員会の名称及び定数は、会長が決定するが協議事項は理事会の承認を得た後施行することが出来る。

第七章 会 計

第 28 条 【会計年度】

本連盟の会計年度は毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

第 29 条 【運営費】

本連盟の運営経費は、年会費、各種大会参加金をもって運営される。納入された登録金及び参加金は、理由の如何を問わず払い戻しはしない。年度末において会計不足が生じた時は、理事会で処理することが出来る。

年会費として、3チーム（20,000円）2チーム（15,000円）1チーム（10,000円）を集める。

第八章 附 則

第 30 条 【規約改正】

本規約の改正は理事会の決議を経なければならない。

第 31 条 【細則】

本連盟の執行上必要な細則は、理事会がこれを定める。

第 32 条 【大会、大会規定】

本連盟が主催する大会は、別途に「大会規定」を定める。

大会規定の案画は、正副事務局長・正副審判部長・正副実行委員長が行い、理事会又は代表理事会で審議し承認を得る。

加盟チームは大会規定を遵守しなければならない。万一規定に抵触した場合は、理事会において対応処置を検討し、会長から当該チーム代表者に通達される。

本連盟は、下記の大会を開催し運営する。

- ・ 春季リーグ戦大会
- ・ 会長杯
- ・ ナガセケンコー杯
- ・ 夏季大会
- ・ 秋季大会
- ・ 須磨区長杯
- ・ 神戸あじさいライオンズクラブ旗
- ・ 須磨寺旗
- ・ 神戸須磨ライオンズクラブ旗マック鈴木杯

また、本連盟の各チームは、下記の本連盟の開催する大会については、優先しなければならない。

- ・ 春季リーグ戦大会
- ・ 会長杯
- ・ 夏季大会
- ・ 秋季大会
- ・ 須磨区長杯
- ・ 神戸あじさいライオンズクラブ旗
- ・ 神戸須磨ライオンズクラブ旗マック鈴木杯

第 33 条 【選手の管理】

本連盟が主催する大会において、練習中・試合中に限らず各チームの選手の管理は監督、各チームの代表者が責任を持ってこれにあたる。

万一不測の事故が発生した場合、連盟は応急処置はとるも、以後の治療・補償はしない。

第 34 条 【保険の加入】

加盟チームは不測の事故を考慮して選手・指導者はスポーツ保険に必ず加入することを義務付ける。

第 35 条 【物品の破損】

本連盟が主催する大会において、試合中に発生した球場内及び周辺の物品に損傷を与えた場合、当該チームの代表者が弁済交渉に当たるものとする。

第 36 条 【代表者の交代】

代表者の交代は、理事会の承認を得る。

第 37 条 【決定事項の実行】

本連盟が決定した事項について、会長の責において加盟チームに正しく、速やかに周知徹底をさせなければならない。

尚、実行できないチーム及び代表者は、理事会にて罰則を検討する。

出張費及び会食費に関する内規

『内 規』

1. 本連盟の役員又は理事が他連盟との会議等の業務で出張したとき、下記のとおり支給される。
 - ・私用車又は交通機関を利用したとき 一律 1, 0 0 0 円とする。
 - ・有料道路を使用したとき 実費
 - ・駐車場を使用したとき 実費
2. 本連盟の役員又は理事が他連盟・連盟顧問その他が開催する会合（反省会・年会・忘年会等）に参加した時、会食費（参加金）の半額を支給される。
3. 支給にあたって所定の用紙に捺印し、会計長の決裁をもって支給される。

本規約は、平成 30 年 1 月 1 日より施行する。

平成 30 年 1 月 1 日 改正